

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

2020 年 10 月 30 日

法務省出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法第 20 条第 3 項

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の「経営・管理」

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動

出入国管理及び難民認定法第 21 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

外国人経営者自らが事業の主体となる業務に従事して経営活動を行う場合、在留資格「経営・管理」に該当するか否かの確認をお願いします。

具体的には、

- ①料理店で外国人経営者自らがオーナーシェフとして料理をする。
- ②語学教室で外国人経営者自らが語学講師として語学のレッスンを行う。
- ③システム開発の事業で外国人経営者自らがプログラマーとしてシステム開発を行う。

いずれの場合も、その業務に従事するのは外国人経営者のみで、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の経営・管理の基準（事業場の確保、資本金の額等）は全て満たしているとします。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

（見解）

経営とは、事業目的を達成するために、継続的・計画的に意思決定を行って実行に移し事業を管理・遂行することを言い、外国人経営者以外に、その業務に従事する者がいないということだけをもって在留資格該当性が否定されることはないと考えます。

(根拠)

例えば①の場合、オーナーシェフとして當時、料理をしていたとしても、料理店を経営するためには、仕入れ値や費用の計算、売上の把握、顧客が食事をした際の反応を間近で確認しながらのメニュー開発やアルバイトの接客や勤務態度のチェック等、経営者としての活動は多岐に渡ります。

當時、料理を作るのであれば経営者ではないとなるならば、日本人の料理店によくある「経営者＝料理人」の形態の事業主は経営者ではないという結論になります。

外国人経営者のみが従事している業務が、具体例①のような現業であることのみをもって在留資格該当性を否定するには、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の経営・管理の基準を改正して、経営者が現業に従事する場合は、一定の制限（他の職員の雇用を必須とする）を設ける必要があると考えます。

外国人経営者の業務が一労働者としての業務なのか、事業の経営なのかの判断は、外国人経営者の略歴、日本語能力、事業計画や事業規模等を総合的に勘案して判断されるべきもので、外国人経営者が現業に従事する、あるいは当該業務に従事する者が外国人経営者以外にいないという理由だけでは在留資格該当性は否定されず、もし否定するのであれば経営者ではないという法的根拠と客観的事実が明示されるべきです。

また、事業が拡大すれば、いずれは当該業務に従事する者を新たに雇用することは予想されますが、当初は外国人経営者のみが当該業務に従事したとしても、経営状況に関わらず当該業務に従事する他の職員を必ず雇用することを要件として付されることもないと考えます。

4 公表の延期の希望（※本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）

（1）理由

（2）公表可能時期

5 口頭による回答の可否（※口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。）

可 / 否

6 照会者名の公表を 希望します / 希望しません

7 連絡先

（1）郵便番号

[REDACTED]

（2）住所

[REDACTED]

（3）照会者名又は代理人名

[REDACTED]

（4）電話番号・FAX 番号

[REDACTED]

（5）電子メールアドレス

[REDACTED]